

一般社団法人 滋賀経済産業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀経済産業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、滋賀県における産業の振興を図り、もって地域経済と地域社会の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業および労働・雇用分野に関する知識および教育の普及振興
- (2) 産業振興および労働・雇用問題に関する意見の公表および関係機関に対する具申・建議
- (3) 業種別、規模別企業・団体間の連携強化および経営革新に関する事業
- (4) 産業および労働・雇用分野に関する調査、研究
- (5) 産業および労働・雇用分野に関する情報および資料の収集刊行
- (6) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛

同する法人及び団体の代表者並びに個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に、経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、その旨を通知し、かつ除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の過半数の会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- (議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上60名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の10名以内を副会長とし、会長、副会長以外の1名を専務理事とし、これらの者以外の15名以内を常任理事とする。

3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、業務執行の全般を統括する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、委員会を統括し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 常任理事は、副会長を補佐し、委員会運営にかかる建議を行う。

6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監

査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 任期の途中で退任した理事又は監事の後任である理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該案件につき理事(当該事項について決議に加わることが

できるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、同項第1

号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的支出計画実施報告書)

第35条 会長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、坂口康一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。